

大分県特殊詐欺等被害防止条例（仮称）骨子案

条例の目的

この条例は、特殊詐欺等の被害が深刻な社会問題となっていることに鑑み、特殊詐欺等の被害の防止に関し、
 ①県、県民及び事業者の責務を明らかにする ②それぞれが連携及び協力の下に官民一体となった取組を推進する ③必要な措置を講ずることにより、特殊詐欺等の被害から県民を守り、もって安全で安心な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

オール大分による総合的な対策 青少年対策

特殊詐欺等の定義

- ◆ 特殊詐欺の他、騙しの電話を架けるなど犯行の大部分で手口が共通する、特殊詐欺と同視し得る窃盗、いわゆるアポ電強盗、類似手口の恐喝も条例の対象とする。

特殊詐欺等の根絶に向けた施策の推進

- ◆ 県は、特殊詐欺等の根絶に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- ◆ 県は、市町村の施策や県民、事業者が行う自主活動等に必要な協力、支援を行う。
- ◆ 県は、特殊詐欺等の根絶に向けた社会気運を高め、県民等の関心・理解を深めるなど、被害防止等に効果的な広報啓発活動を行うものとする。
- ◆ 県は、被害防止のため、必要に応じて、市町村や県民、事業者に対し、発生状況、手口その他被害防止に有意な情報を提供するものとする。（例：まもめーる等）
- ◆ 県は、被害者が財産及び心身に重大な被害を受けていることを理解し、被害回復のための措置等に関し、相談、助言その他必要な支援を行うものとする。

特殊詐欺等の根絶に向けた県民及び事業者等の努力義務

- ◆ 県民は、被害防止に関する知識、理解を深め、家族及び地域住民との間で相互に注意を喚起し、必要な予防対策に取り組むなど、身近な者が特殊詐欺等の被害に遭わないよう努めるものとする。（例：迷惑電話防止機能付き電話機の導入等）
- ◆ 県民は、県及び市町村が実施する施策に協力するよう努めるものとする。
- ◆ 事業者は、被害防止に関する知識、理解を深め、県及び市町村が実施する施策並びに県民等が組織する団体が実施する自主的な活動に協力するよう努めるものとする。
- ◆ 事業者は、事業活動が特殊詐欺等の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとする。
- ◆ 事業者は、従業員及びその家族が被害に遭わないよう注意を喚起するものとする。
- ◆ 青少年の育成に携わる者は、青少年やその家族の被害防止、青少年の犯行加担防止のため、青少年に対し指導・助言等をするよう努めるものとする。

特殊詐欺に関する通報等

- ◆ 県民は、自己又は家族等が特殊詐欺等と疑われる電話や電子メール、郵便物等を受けたときや、特殊詐欺等の被害に遭い、又は遭いかけていると認められる者を発見した時は、警察に通報するよう努めるものとする。
- ◆ 事業者は、事業活動において、被害に遭い、又は遭いかけていると認められる者を発見した時は、警察に通報するとともに注意喚起を行い、特殊詐欺等を行っていると思われる者を発見したときも警察に通報するよう努めるものとする。

犯行拠点（アジト）対策

建物等の貸付け等に係る規制等

- ◆ 何人も、特殊詐欺等の犯行拠点への利用をしながら建物を貸してはならない。（不動産業者は当該事情を知って賃貸契約の代理又は媒介をしてはならない。）
- ◆ 建物の賃貸をしようとする者は、賃貸契約前に相手方から特殊詐欺等に利用しない旨の誓約書を徴し、契約時には、特殊詐欺等への利用が判明した場合に催告することなく契約解除できる等の特約を設けるよう努めるものとする。（不動産業者は、建物を賃貸しようとする者に対して助言するよう努めるものとする。）
- ◆ 建物の賃貸をした者は、建物の特殊詐欺等への利用が判明したときは、警察に通報するなどし、警察官と連携しつつ、建物の明け渡しを求めるよう努めるものとする。

旅館営業者等の営業に係る規制等

- ◆ 旅館営業者等は、特殊詐欺等への利用をしながら宿泊させてはならない。
- ◆ 旅館営業者等は、特殊詐欺等への利用が判明したときは、警察に通報するなどし、警察官と連携しつつ、宿泊施設からの退去を求めるよう努めるものとする。

架電先リスト（名簿）対策

個人情報の提供における規制等

- ◆ 何人も、特殊詐欺等の用に供されるおそれがあることを知りながら、個人情報（特殊詐欺等に利用されるおそれがある情報に限る。）を第三者に提供してはならない。
 ※ 当該個人情報の利用による被害発生のおそれ → 事実の公表
- ◆ 個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第25条の手續（記録作成義務）による個人データの第三者提供のときは当該第三者を公的証明書で確認しなければならない。ただし、既に提供先を確認している場合又は平素の交際や提供理由等の事情により確認しないことに合理的理由がある場合を除く。（偽名、架空会社の排除）
- ◆ 公的証明書での確認を求められた第三者は正当な理由なく拒んではならない。
- ◆ ※ 「履行状況の調査」 → 「違反に係る勧告」 → 「悪質な業者の公表」

個人情報保護委員会に対する処分等の求め

- ◆ 警察本部長は、特殊詐欺等の捜査等を通じて、個人情報保護法の義務規定に違反する事業者を把握し、特殊詐欺等の被害防止のために必要と認められる場合は、個人情報保護委員会に対し、処分又は行政指導をするよう求めるものとする。
 → 処分等を求めた旨の公表